

医療的ケアが必要なお子さんと  
家族のための  
支援ガイドブック



千歳市

医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの「医療的ケア」が日常的に必要なお子さん（医療的ケア児）は、全国に約2万人以上いると推計されています。

令和3年（2021年）6月「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（医療的ケア児支援法）が公布されました。この法律では、医療的ケア児の健やかな成長とともに、その家族の離職の防止を図り、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、国や地方公共団体等の責務等が定められました。

本市においては、令和4年度に実施した「医療的ケア児とその家族の生活状況・ニーズに関するアンケート調査」において、「サービスの利用や相談をどうしたらよいかわからない」「保育園や学校等の受け入れ先が心配」等のご意見をいただきました。

このガイドブックは、医療的ケアが必要なお子さんのご家族の不安感や負担感を少しでも軽減していただくために、お子さんの成長過程に合わせたサービスや相談先などの必要な情報をできるだけわかりやすく紹介できないかと考え、関係機関の協力をいただきながら作成しました。

このガイドブックが医療的ケアの必要なお子さんにご家族をはじめ、手に取っていただいたすべての皆様のお役に立つことができれば幸いです。

令和6年3月

## もくじ

1	医療的ケアとは？	P.2
2	支援者とその役割	P.3
3	入院中～退院に向けて	P.4
4	各種制度 （1）障害者手帳（2）医療費助成（3）手当・年金 （4）補装具・日常生活用具	P.5～7
5	福祉サービス （1）障害福祉サービス（2）障害児通所支援等 （3）その他のサービス・事業	P.8～9
6	子育て情報	P.10
7	保育所等への入園	P.11
8	小中学校への入学	P.12
9	災害・停電対策	P.13
10	相談窓口一覧	P.14

# 1 医療的ケアとは？

「医療的ケア」とは、医師や看護師の指導のもと、本人や家族等が治療目的ではなく、生活援助を目的として行う行為を言います。

## ◎「医療的ケア」の種類（主なもの）

種類	内容
酸素療法	足りない酸素を機械またはボンベなどを用いて補います。
人工呼吸器	呼吸機能の低下によりうまく呼吸ができない場合に装着し呼吸の補助をします。
気管切開の管理	気道（空気の通り道）が狭くなったり、閉塞することで呼吸ができない場合に、のどに穴を開け専用のチューブを入れて体内に酸素を取り込みます。定期的にチューブの交換が必要です。
吸引	自分で痰や鼻水を出したり、唾液を呑み込むのが難しい場合、鼻や口、気管内に吸引カテーテルを入れて取り除きます。
経管栄養	経鼻経管栄養 口から食事や水分、薬などを十分にとれない、または誤嚥により肺炎などを起こしやすい場合に、鼻から胃又は腸までチューブを挿入して流動食などの栄養剤や水分、薬を注入します。定期的にチューブの交換が必要です。
	胃ろう 口から食事や水分、薬などを十分に取れない、または誤嚥により肺炎などを起こしやすい場合に、おなかに小さな穴を開け、チューブを挿入して流動食などの栄養剤や水分、薬を注入します。定期的にチューブの交換が必要です。
導尿	なんらかの原因で、体外に必要な尿が出せなくなった場合に、尿道にチューブを入れて排尿を手助けします。
血糖測定	糖尿病などにより血糖値を調整する薬を使用している場合に、血糖測定機器を用いて測定します。測定のために専用の穿(せん)刺(し)器具を使用します。測定後、インスリン注射をする場合があります。
他に、ネブライザーの管理、中心静脈カテーテルの管理、皮下注射、継続的な透析、排便管理、けいれん時の座薬挿入、迷走神経刺激装置の作動等の処置などがあります。	

## ◎「医療的ケア児」の定義

※児童福祉法：人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児

※医療的ケア児支援法：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

## 2 支援者とその役割

医療的ケアが必要なお子さんとその家族には、医療・保健・福祉・保育・教育等における分野の支援者や支援機関が関わり、連携して支援を行います。

支援者		役割	主な支援機関
医療	医師	・ こどもへの診察、投薬、処置（通院・往診） ・ 看護師等への医療的ケアやリハビリ等の指示	医療機関
	看護師、 訪問看護師	・ こどもへのケアの実施や体調管理のサポート ・ 家族へのケアの助言や医療に関する相談	医療機関、訪問看護ステーション
	相談員、 医療ソーシャルワーカー	・ 経済的、心理的、社会的な問題に関する相談 ・ 在宅生活に向けた関係機関との連絡・調整	医療機関
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	・ こどもの関節の変形を予防するための姿勢管理や コミュニケーション手段の獲得、食べる、飲むなどの 摂食嚥下等のリハビリテーションの実施	医療機関、 訪問看護ステーション、 千歳市児童発達支援センター
保健	保健師	・ 育児やこどもの発達等に関する相談 ・ 乳幼児健診や予防接種など	千歳市子育て世代包括支援センター （母子保健課）
福祉	<b>医療的ケア児等 コーディネーター</b>	・ お子さんご家族の在宅生活、就園・就学などライフ ステージの節目に関する相談や関係機関との連絡 調整など医療的ケア児の支援に関する総合調整	千歳市児童発達支援センター など
	相談支援専門員	・ 活用可能な障害福祉サービスや専門機関を紹介 ・ 障害福祉サービス計画の立案と利用の調整	千歳市障がい者総合支援センター、 障害児相談支援事業所
	保育士	・ こどもの発達を促すための保育や発達支援	認定こども園等教育・保育施設、 千歳市児童発達支援センター
	訪問介護員（ヘルパー） 介護福祉士	・ 自宅での食事介助や入浴介助などの生活支援や介 護支援	居宅介護事業所
教育	教育相談員 教員	・ 就学や学校生活等に関する相談 ・ こどもの発達やニーズに応じた教育	教育委員会学校教育課、 各学校
行政	市役所職員	・ サービスや制度、施設利用等についての説明や申請 手続き	市の各担当部署

### ◎医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。

### 3 入院中～退院に向けて

入院中から病院の主治医や医療ソーシャルワーカー（相談員）、退院調整を担当する看護師などと相談しながら退院後の生活に向けた準備を進めていきましょう。在宅生活を開始するまでに自宅ではどんな準備が必要か、退院後はどんな医療や福祉のサービスが受けられるのかなど、心配なことは迷わず相談しましょう。必要に応じて医療機関と医療的ケア児等コーディネーターや地域の支援者、関係機関が連携を図り、支援体制を整えます。支援体制がある程度整ったら、退院前に医療的ケア児等コーディネーターや地域の支援者、関係機関と具体的な支援内容を話し合い、不安なことやわからないことを確認しましょう。

また、ご家庭での生活が順調に進むよう、入院中から院内外泊や院外外泊（試行的に自宅で過ごす）を通じて、ご家族が医療的ケア児との生活をイメージできるよう準備しましょう。

#### ◎退院に向けて準備すること

	ご家族が準備すること	病院が準備すること
入院中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気を理解する</li> <li>・医療機器に慣れてみる</li> <li>・退院後のお家の様子を考えてみる</li> <li>・移動手段をどうするか考えてみる</li> </ul>	
在宅移行期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアを学ぶ</li> <li>・家族の役割分担、24時間スケジュール管理を考えてみる</li> <li>・助成や手当、補装具、日常生活用具などの検討や申請手続きをする</li> <li>・障害者手帳、各種障害福祉サービスの検討や申請手続きをする</li> <li>・院内外泊、院外外泊をして、生活をイメージする</li> <li>・退院カンファレンスをする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療、訪問看護ステーションの調整を始める</li> <li>・医療機器を手配する</li> </ul>
在宅移行後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の役割分担を決める</li> <li>・24時間スケジュール管理をする</li> <li>・医療機器を設置する</li> </ul>	

## 4 各種制度

ここでは、千歳市にお住まいの場合に利用できる制度の概要のみを記載しています。制度の対象年齢や助成率等は変わる場合があります。お子さんの状態のほか、所得制限のあるもの、重複して利用できないものもあります。詳細については、必ず各担当窓口にお問い合わせしてください。

### (1) 障害者手帳

障害者手帳を取得すると障がいの種類や程度に応じて、さまざまな福祉サービスが利用できるほか、手当や助成などを受けることができます。

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
対 象	身体に障がいのある方 (視覚、聴覚、手足、内臓、音声・言語機能、そしゃく機能、免疫機能等)	知的障がいのある方	精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に障害がある方
程 度	1-6 級	A 又は B	1-3 級
担 当 窓 口	障がい者支援課 (第2庁舎1階 6番窓口) 電話：0123-24-0327 FAX：0123-23-6700	【18歳未満】こども家庭課 (第2庁舎1階 3番窓口) 電話：0123-24-0935  【18歳以上】障がい者支援課 (第2庁舎1階 6番窓口) 電話：0123-24-0327	障がい者支援課 (第2庁舎1階 6番窓口) 電話：0123-24-0327 FAX：0123-23-6700

### (2) 医療費の助成

名称	対象・内容	0歳	1歳	小学校	中学校	高校	18歳	20歳	担当窓口
子ども医療費助成	中学3年生までの子どもの医療費の自己負担分を助成(中学生は入院のみ) ※所得制限あり								国保医療課 (第2庁舎1階 2番窓口) TEL24-0289 FAX23-6700
ひとり親家庭等医療費助成	18歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の親と子の医療費の自己負担分を助成 ※所得制限あり ※課税状況により自己負担あり								
未熟児養育医療給付制度	一定の症状がある1歳未満の未熟児で、指定養育医療機関での保険診療費用と入院食事療養費の自己負担分を助成 ※課税状況により自己負担あり								

名称	対象・内容	0歳	1歳	小学校	中学校	高校	18歳	20歳	担当窓口
重度心身障害者 医療費助成	次のいずれかに該当する方の医療費の自己負担分を助成 ○身体障害者手帳1・2級（内部障がいとは3級を含む） ○療育手帳A判定及び重度知的障がいの診断あり ○精神障害者福祉手帳1級（通院のみ対象） ※所得制限あり								国保医療課 （第2庁舎1階 2番窓口） TEL24-0289 FAX23-6700
自立支援医療 ●育成医療 ※治療前に申請	18歳未満で身体に障がいのある方又は将来において障がいを有すると認められる方が治療を受ける場合の医療費の助成 ※原則1割負担（ただし所得に応じた負担上限額あり）								障がい者支援課 （第2庁舎1階 6番窓口） TEL24-0327 FAX23-6700
自立支援医療 ●更生医療 ※治療前に申請	障害者手帳を交付された18以上の方が障がいの軽減や機能の回復を目的に治療を受ける場合の医療費の助成 ※原則1割負担（ただし所得に応じた負担上限額あり）								障がい者支援課 （第2庁舎1階 6番窓口） TEL24-0327 FAX23-6700
小児慢性特定疾病医療費助成	対象疾病に該当し、一定の基準を満たす18歳未満の方の医療費の自己負担分を助成 ※所得制限あり ※課税状況により自己負担あり								北海道保健福祉部健康安全局地域保健課難病対策係 TEL011-231-4111（代表）
難病医療費助成	指定難病に該当し、一定の基準を満たす方の指定医療機関での医療費の自己負担分を助成 ※所得制限あり ※課税状況により自己負担あり								

### ◎医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）

医療的ケアが必要なお子さんが、救急時や予想外の災害、事故に遭遇した際に、全国の医師・医療機関が迅速に必要な情報を共有できるように国が構築したシステムです。

詳しい内容や利用の流れは、厚生労働省ホームページをご確認ください。

- <特徴>
- ①救急医情報の共有
  - ②医師、本人家族が相互に情報を入力
  - ③画像やケア情報も共有
  - ④MEISが管理する情報：基本情報、診察記録、ケア記録、救急サマリー



### (3) 手当・年金等

名称	対象・内容	0歳	1歳	小学校	中学校	高校	18歳	20歳	担当窓口	
児童手当	中学校修了までの子どもを養育している方 ※所得制限あり	→								こども家庭課 (第2庁舎1階 3番窓口) TEL24-0328 FAX23-6700
児童扶養手当	ひとり親家庭で18歳未満の子どもを養育している方 ※所得制限あり	→						→		
特別児童扶養手当	基準を満たす障がいのある20歳未満の子どもを養育している方 ※所得制限あり	→								障がい者支援課 (第2庁舎1階 6番窓口) TEL24-0327 FAX23-6700
特別障害者手当	20歳以上で常時特別な介護を必要とする方 ※所得制限あり ※施設入所、3か月以上入院は対象外							→		
障害児福祉手当	20歳未満で常時特別な介護を必要とする方 ※所得制限あり ※施設入所は対象外	→								戸籍住民課 (第2庁舎1階 1-5番窓口) TEL24-0267 FAX49-2055
障害年金 ●国民年金加入者 (第3号被保険者を除く) ●20歳前の年金未加入期間	病気やけがで一定の障がい状態にある方に対し、障がいの程度により年金や一時金(手当金)を支給							→		
障害年金 ●厚生年金加入者・国民年金第3号被保険者	※初診日において加入している年金の種類により請求先が異なる							→	新さっぽろ年金事務所お客様相談室 TEL011-892-9313	
共済年金								→		各共済組合

### (4) 補装具・日常生活用具

名称	対象・内容	担当窓口
補装具費の支給 ※購入等の前に申請	身体に障がいのある方及び難病患者等の方が障がいによって失った身体上の機能を補うため補装具の購入や修理に要する費用を支給 ※原則1割負担(ただし所得に応じ負担上限額あり)	障がい者支援課 (第2庁舎1階 6番窓口) TEL24-0327 FAX23-6700
日常生活用具給付事業 ※購入等の前に申請	身体に障がいのある方及び難病患者等の方が日常生活での利便性向上や安全確保に必要となる日常生活用具を給付 ※原則1割負担(ただし所得に応じ負担上限額あり)	
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 ※購入等の前に申請	小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受け、日常生活に支障があり、児童福祉法や他制度の対象とならない方が在宅療養に必要な日常生活用具を給付 ※課税状況により自己負担あり	



## 5 福祉サービス

福祉サービスは、障がいのある方や難病の方などの生活を支援するための制度です。ここでは、医療的ケア児とご家族が安心して生活するための支援の概要を記載しています。詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

### (1) 障害福祉サービス

サービスの利用には受給者証の取得が必要です。お子さんの障害者手帳、診断書をお持ちの上、申請してください。認定調査とサービス等利用計画の作成が必要です。

※原則 1 割負担（世帯の所得に応じて負担上限額あり）

居宅介護	自宅での入浴・排せつ・食事の介護等を提供する。
行動援護	重度の障がいにより移動に困難がある場合、外出する際に必要な援助を行う
同行援護	視覚障害により移動に困難がある場合、外出する際に必要な援助を行う
短期入所（ショートステイ）	介護する方が病気の場合などに、夜間を含めて短期間、施設で入浴・食事・排せつの介護等を提供する。
【担当窓口】	障がい者支援課（第2庁舎1階 6番窓口） TEL：0123-24-0251 FAX：0123-23-6700

### (2) 障害児通所支援等

サービスの利用には受給者証の取得が必要です。お子さんの障害者手帳、診断書をお持ちの上、申請してください。障害児支援利用計画の作成が必要です。

※原則 1 割負担（世帯の所得に応じて負担上限額あり）

児童発達支援	未就学の障がい児を対象に日常生活における基本的な動作の指導や集団生活に適應するための支援を提供
放課後等デイサービス	就学している障がい児を対象に学校の授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を提供
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設（認定こども園や幼稚園、学校など）を訪問し、児童本人に対して、集団生活に適應するための専門的な支援を提供
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導や生活能力向上のために必要な訓練など提供
障害児相談支援	障害児支援利用計画の作成や福祉サービス等の利用に関する相談、日常生活での心配事に向けた支援など全般的な相談支援を提供（※自己負担はありません）
【担当窓口】	児童発達支援センター（福祉センター2階） TEL：0123-24-0348 FAX：0123-27-1113

### (3) その他のサービス

<b>医療的ケア児支援事業</b>
【対象者】 医療的ケアが必要な在宅の障がい児 【内 容】 医療的ケアが必要な在宅の障がい児が利用している障害児通所支援事業所等に訪問看護ステーション等の看護師を派遣し、一定時間の医療的ケアを行うことで家族等の介護負担を軽減 ※原則 1 割負担（世帯の所得に応じて負担上限額あり）
【担当窓口】 児童発達支援センター（福祉センター 2 階） TEL : 0123-24-0348 FAX : 0123-27-1113

<b>高額障害福祉サービス等給付費</b>
同じ世帯に障害福祉サービス、障害児通所（入所）支援、補装具などを利用する方が複数いる場合に、それぞれの利用者負担額を合計することができ、決められた上限額を超えた分は、「高額障害福祉サービス等給付費」として支給します。
【担当窓口】 障がい者支援課（第 2 庁舎 1 階 6 番窓口） TEL : 0123-24-0327 FAX : 0123-23-6700

#### ◎ちとせの障がい福祉ガイド

千歳市内の障害福祉サービスや生活を支援する事業、交通費の割引制度や各種助成制度などをまとめたガイドブックです。千歳市ホームページからダウンロードすることができます。

【担当窓口】 障がい者支援課（第 2 庁舎 1 階 6 番窓口）  
TEL : 0123-24-0251 FAX : 0123-23-6700



#### ◎千歳市医療的ケア児支援協議会

千歳市では、市内で暮らす医療的ケア児とそのご家族が地域で安心して生活を営むことができるよう、医療的ケア児の支援に関係する機関が、課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的に、「千歳市医療的ケア児支援協議会」を設置しています。これまでの協議会の活動は、千歳市ホームページをご確認ください。

【担当窓口】 児童発達支援センター（福祉センター 2 階）  
TEL : 0123-24-0348 FAX : 0123-27-1113



## 6 子育て情報

「子育てするなら千歳市」をキャッチフレーズに、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援を実施し、子育て世代がしあわせを実感できる「子育てのまち」を目指しています。

### (1) 妊娠・出産・育児に関すること

項目	内容	担当窓口
ちとせ版ネウボラ (妊婦ネウボラ)	母子健康手帳の交付時に安全な出産に向けた妊娠期プランの作成や出産に向けた相談を行います。	母子保健課 TEL : 24-0133 又は 24-0771
ちとせ版ネウボラ (こどもネウボラ)	お子さんや養育者の健康に関する相談、お子さんの身体計測や育児・発達に関する相談を行います。	
乳幼児訪問	ご家庭を訪問して育児や栄養、病気や障がいに関する相談を行います。	
産後ケア	産後に心身の不調や育児不安等がある方等に、市が委託している開業助産師がケアを提供します。	

### (2) 子育てに関すること

項目	内容	担当窓口
子育て支援センター	0歳から就学前のお子さんと保護者、そしてこれから保護者になる方も気軽に訪れ、遊んだり、相談ができる施設です。	ちとせっこセンター TEL : 40-1717 又は 40-1727 げんきっこセンター TEL : 26-2070
ちとせ子育てコンシェルジュ	子どもの健康面や発育などの相談先や子育て支援メニューの紹介、教育・保育施設選びなど保護者の悩みに寄り添いさまざまなサポートを行います。	
訪問型子育て支援 「ママサポート」	ちとせ子育てコンシェルジュが転入間もない子育て家庭を訪問し、子育ての相談や子育て支援サービスの利用に「つなげる」サポートを行います。	

### (3) 発達に関すること

項目	内容	担当窓口
こども発達相談室 はぐ	お子さんの発達や気になる行動に関する相談や遊び方、かわり方などのお悩みに寄り添いサポートを行います。	千歳市児童発達支援センター TEL : 24-0353

## 7 保育所等への入園

千歳市では、「千歳市保育所等における医療的ケア児受入れガイドライン」を策定して、集団保育の中で医療的ケアを必要とする子どもと一緒に保育する『医療的ケア保育』を実施しています。

医療的ケア児保育事業	
要件	①保育の必要性があり（2・3号認定）、集団保育が可能であること ②保護者による医療的ケアの提供のもと、在宅で安定した生活を送っていること ③同行受診や面談、医療的ケアの手技指導等、主治医との適切な連携が可能であること ④当該年度の4月1日時点で1歳以上であること。 ※ただし、満3歳以上の1号認定は、受入れ対象
受入施設	市立認定こども園つばさ 及び 市立認定こども園ひまわり その他千歳市長が受入れを認めた施設
利用日・利用時間	原則、月曜日から金曜日の9時から16時の範囲とし、保護者の就労等の状況や医療的ケア児の身体状況、保育所等の職員体制等を考慮し決定。
入園時期	原則、4月1日入園 既に受入れ施設に職員体制等が整っている場合に限り、年度途中の利用申請も受付。
申込の流れ	①事前相談：利用申し込みの前に医療的ケア児等コーディネーターに相談 ②施設見学：事前予約の上、子どもを同伴して入園希望施設を見学 ③利用申込：必要書類をそろえて担当窓口へ提出（提出期限は要確認） ④仮入園実施可否の判定、医療的ケア個別対応マニュアル案の作成 ⑤仮入園の実施、医療的ケア個別対応マニュアルの策定 ⑥入園許可 ⑦慣らし保育 ⑧通常保育 ※詳細な手続きは、市ホームページをご確認ください。
【担当窓口】 こども政策課（第2庁舎1階 3番窓口） TEL：0123-24-0340 FAX：0123-23-6700	



※詳細は、市ホームページをご確認ください。

### ◎千歳市子育てガイド

子育てに関するさまざまな事業や制度をまとめたガイドブックです。

千歳市ホームページからダウンロード又は電子版を確認することができます。



## 8 小中学校への入学

千歳市では、小中学校の学校生活で医療的ケアが必要なお子さんが、安全かつ安心して学校生活を送れるよう、必要に応じて各学校に看護師を配置して医療的ケアを実施しています。看護師の配置など事前準備が必要なことから、できるだけ早く『就学相談』にご連絡ください。

医療的ケア看護職員配置事業	
実施の流れ	① 事前相談（就学相談・学校見学等） ※できるだけ早くご相談ください ② 主治医の承諾を得た上で保護者が「医療的ケア実施申請書」等を提出 ③ 保護者・医療的ケア看護職員・学校・教育委員会等、関係者間で医療的ケアの対応について検討・情報共有 ④ 医療的ケアの実施決定 ⑤ 学校における医療的ケアの開始
【担当窓口】	学校教育課（第2庁舎2階 10番窓口） TEL：0123-24-0500 FAX：0123-27-3743

就学相談	
お子さんの心身の状態や発達段階、障がいの特性などに応じて適切な教育を受けられるように保護者と一緒に就学先を考える『就学相談』を実施しています。	
開設日時	月～木曜日 9：00～15：00 / 金曜日 9：00～14：00
【担当窓口】	学校教育課（第2庁舎2階 10番窓口） TEL：0123-24-0160 FAX：0123-27-3743

特別支援教育	
視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい、自閉症・情緒障がいなど障がいの種別に応じた教育を行います。	
<b>特別支援学校</b> (小学部・中学部) (設置者：北海道教育委員会)	心身に障がいを持っていたり、大きな病気を患う児童生徒が通う学校です。 幼稚部、小学部、中学部、高等部があり、それぞれに準じた教育を受けながら、生活上の自立を図るための知識や能力を身につけることを目的としています。 小・中学部は1学級6人（重度・重複障がいは1学級3人）で学級編制がされるなど、きめ細かで手厚い指導を行います。 障がいの程度が重く、学校に通学して教育を受けることや寄宿舎の生活が困難と認められる場合は、病院、自宅、施設などで「訪問教育」を受けることができます。
<b>特別支援学級</b> (設置者：千歳市教育委員会)	障がいのある児童生徒のために、通常の小学校や中学校内に設置される学級です。 通常学級での学習指導が難しい児童生徒を対象に、1学級8人以内で学級編制するなど、一人一人に合わせた適切な学習を行うことを目的としています。

## 9 災害・停電対策

医療的ケアが必要なお子さんの多くは、様々な医療機器を使用しており、長時間の停電や断水は生命の危機に直結します。いざという時に備え、かかりつけ医や訪問看護師、機器メーカーの業者など、緊急時の対応を相談しておきましょう。

### 避難行動要支援者名簿

【対象】 ○75 歳以上の高齢者のみで暮らしている世帯

○75 歳以上の高齢者と 15 歳未満の方が同居している世帯

○介護保険制度の要介護認定 1 以上の方

○障害者手帳の肢体、視覚、聴覚、精神のいずれかで 1 級から 2 級の方

○療育手帳 A 判定の方

○上記以外で登録を希望される方

【内容】 災害発生時において自力での避難が難しく、避難行動をとることに特に支援が必要な方に対して、町内会などの地域の方々が協力して災害時の支援や平常時からの見守りなどに使用します。避難行動要支援者名簿は、平常時から避難支援関係機関（消防・警察・社会福祉協議会・自主防災組織・町内会など）へ提供し、災害時に備えています。

【申込】 登録を希望される方は、担当窓口へ避難行動要支援者名簿同意書を提出

【担当窓口】 福祉課（第 2 庁舎 2 階 8 番窓口）

TEL : 0123-24-0292 FAX : 0123-27-3743

### 避難行動支援者個別計画

【対象】 特に人的支援を必要とする避難行動要支援者

【内容】 町内会で地域支援者を選定し、指定避難所までの避難経路図を作成します。個別計画は、本人・家族及び市の最小限の関係部署、地域支援者に配布し、災害時に備えます。

※令和 6 年 3 月時点では、この事業に参加している 93 の町内会のみ作成が可能です。

担当窓口】 福祉課（第 2 庁舎 2 階 8 番窓口）

TEL : 0123-24-0292 FAX : 0123-27-3743

### ◎災害に備えて

日ごろから室内の安全対策や災害情報の取得方法、避難先・避難方法を確認しましょう。また、水・非常食・予備の医薬品・衛生用品など非常用備蓄品や非常用電源を用意しましょう。機器の充電、物資の調達など家族だけでは大変です。日ごろから地域の方々に協力をお願いできるようにしておくことをおすすめします。

## 10 相談窓口一覧

機関名	連絡先	主な業務
千歳市児童発達支援センター	0123-24-0348 又は 0123-24-0353	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケア児等コーディネーター</li> <li>・ 千歳市医療的ケア児支援協議会</li> <li>・ 医療的ケア児支援事業</li> <li>・ 障害児通所支援等の利用申請窓口</li> <li>・ こども発達相談室はぐ（発達相談）</li> </ul>
千歳市こども家庭センター （母子保健課）	0123-24-0771 0123-24-3148 0123-24-0133	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳幼児健診</li> <li>・ 予防接種</li> <li>・ ちとせ版ネウボラ、乳幼児訪問、産後ケア</li> <li>・ ちとせ出産・子育て応援事業</li> </ul>
ちとせっこセンター	0123-40-1717 0123-40-1727	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て支援センター</li> <li>・ 子育てコンシェルジュ</li> </ul>
げんきっこセンター	0123-26-2070	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問型子育て支援「まますぽーと」</li> </ul>
こども政策課	0123-24-0340	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケア児保育事業</li> <li>・ 認定こども園・保育所・幼稚園の申請窓口</li> </ul>
こども家庭課	0123-24-0328 0123-24-0935	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当</li> <li>・ 療育手帳（18歳まで）</li> </ul>
国保医療課	0123-24-0289	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成</li> <li>・ 未熟児養育医療給付制度</li> <li>・ 重度心身障害者医療費助成</li> </ul>
障がい者支援課	0123-24-0327 0123-24-0251	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳、療育手帳（18歳以上）、精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・ 自立支援医療、特別障害者手当、障害児福祉手当</li> <li>・ 補装具・日常生活用具の購入助成など</li> <li>・ 障害福祉サービスの利用申請窓口</li> </ul>
福祉課	0123-24-0292	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者名簿</li> <li>・ 避難行動要支援者個別計画</li> </ul>
戸籍住民課	0123-24-0267	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害年金（国民年金加入者（第3号被保険者を除く））</li> </ul>
学校教育課	0123-24-0500 0123-24-0160	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療的ケア看護職員配置事業</li> <li>・ 就学相談、特別支援教育</li> </ul>
北海道医療的ケア児等支援センター	050-5443-6064	<p>専任の相談員が本人や家族、支援者の相談に応じ、地域の相談窓口や制度について案内します。</p> <p>必要に応じて、市の医療的ケア児等コーディネーターや関係機関と連携を行い支援につなげます。</p>

このガイドブックは、

千歳市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.chitose.lg.jp/docs/33201.html>



## 医療的ケアが必要なお子さんと家族のための 支援ガイドブック

発行：千歳市

編集：千歳市こども福祉部こども療育課

(令和6年4月1日から児童発達支援センターに課名変更)

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

電話 0123-24-0348 ファックス 0123-27-1113

令和6年3月発行